

総合口座取引規定

総合口座取引規定

普通預金規定（無利息型普通預金を含む）

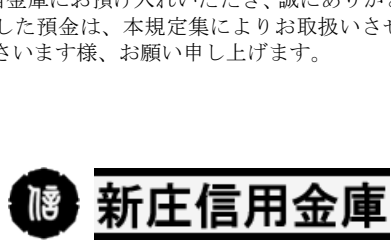
納税準備預金規定

貯蓄預金規定

通知預金規定

共通規定

このたびは、当金庫にお預け入れいただき、誠にありがとうございます。お預りいたしました預金は、本規定集によりお取扱いさせていただきますので、ご一読下さいます様、お願い申し上げます。



（平成 30 年 1 月）

総合口座取引規定

- （総合口座取引）

- 次の各取引は、総合口座として利用すること。（以下「この取引」）ができます。
 - 普通預金（無利息型普通預金を含みます。以下同じ。）
 - 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）、自由金利型定期預金および変動金利定期預金（以下「定期預金」）
 - 第2号の定期預金を担保とする当座貸越
 - 普通預金については、単独で利用することができます。
 - 第1項第1号から第2号までの各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

- （取扱店の範囲）

- 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどの店舗でも預入れまたは払戻し（当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含みます。）ができます。ただし、当店以外での払戻しは、当金庫所定の方法により届出の印鑑との照合手续を受けたものに限ります。
- 期日指定定期預金、自由金利型定期預金（M型）および変動金利定期預金の預入れは一口1，000円以上（ただし、中間利息定期預金の預入れの場合を除きます。）、自由金利型定期預金の預入れは当金庫所定の金額以上とし、定期預金の預入れ、解約または書替継続は本店のみで取扱います。
- （定期預金の自動継続）
 - 定期預金は、満期日に前回と同一期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金は通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に期日指定定期預金に自動的に継続します。
 - 継続された預金についても前項と同様とします。
 - 継続を停止する時は、満期日（継続をした時はその満期日）までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金については、最長預入期限（継続をしたときはその最長預入期限）までにその旨を当店に申出てください。

- （預金の払戻し等）

- 普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続をする時は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して、通帳とともに提出してください。
- 前項における普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続の手続きを行うことに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認める時は、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- 普通預金から各種料金等の自動支払をする時は、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
- 普通預金から同日に数件の支払をする場合に、その総額が払戻しことができる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超える時は、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

- （預金利息の支払い）

- 普通預金（但し、無利息型普通預金を除きます。）の利息は、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、当該普通預金に組入れます。
- 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その払日に普通預金に入金します。現金で受取ることではできません。

- （当座貸越）

- 普通預金について、その残高を超えて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
- 前項による当座貸越の限度額（以下「限度額」）は、この取引の定期預金の合計額90％（1，000円未満は切り捨てます。）または200万円のうちのいずれか少ない金額とします。
- 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。）は貸越金残高に達するまで自動的に返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあてます。

- （貸越金の担保）

- この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について223万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同一となる定期預金が複数ある場合には、預入日（継続をした時はその継続日）の早い順序に従い担保とします。
- 貸越金の担保となっている定期預金について解約または（仮）差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または（仮）差押にかかる預金の金額を除外することとし、前各項と同様の方法により貸越金の担保とします。この場合、貸越金が新極度額を超えることとなる時は、直ちに新極度額を超える金額を支払ってください。

- （貸越金利息等）

- ①貸越金の利息は、付利単位を1円とし、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。この場合の貸越利率は、次のとおりとします。
 - 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合、その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年0．50％を加えた利率
 - 自由金利型定期預金（M型）を貸越金の担保とする場合、その自由金利型定期預金（M型）ごとにその約定利率に年0．50％を加えた利率
 - 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合、その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年0．50％を加えた利率
 - 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合、その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年0．50％を加えた利率
- この組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。

- 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、年14．60％（年365日の日割計算）とします。

- （届出事項の変更、通帳の再発行等）

- 個人のこの預金の取引において通帳や印章を失った時、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当店に届出てください。
- 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- 個人以外はこの預金の取引において通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所そ

その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- 通帳または印章を失った場合この預金の払戻し、解約または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- 通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- （印鑑照合等）この取引において、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻しまたは支払いの額に相当する金額について、次条により補填を請求することができます。
- （盗難通帳による払戻し等）

- （個人この預金の取引において、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻し（以下「当該払戻し」）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息（定期預金の給付補填金を含みます。以下同じ。）に相当する金額の補填を請求することができます。

- 通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- 当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- 当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補填対象額」）を補填するものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補填対象額の4分の3に相当する金額を補填するものとします。
- 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでない時は、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻しが最初に行われた日）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補填しません。
 - 当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
 - 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
 - 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
 - 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
 - 通帳等の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- 当金庫が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもづく補填の請求には応じることではできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けした限度において同様とします。

- 当金庫が第2項の規定にもつぎ補填を行った場合に、当該補填を行った金額の限度において、当該預金等にかかる払戻請求権は消滅します。
- 当金庫が第2項の規定により補填を行った時は、当金庫は、当該補填を行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

- （即時支払）

- 次の各号の一つでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。
 - 支払の停止または破産、再生手続開始の申立があったとき
 - 相続の開始があったとき
 - 第8条第1項第2号により極度額を超えたまま6ヵ月を経過したとき
 - 住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなった時
- 次の各場合に貸越元利金等がある時は、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
 - 当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
 - その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

〔反社会的勢力との取引拒絶〕

この預金口座は、第13条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第13条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

- （解約等）

- 普通預金口座を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等がある時はそれらを支払ってください。なお、通帳に定期預金の記載がある場合で、定期預金の残高がある時は、別途に定期預金証書（通帳）を発行します。
- 前条各項の事由がある時は、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。また、次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されるものとします。

- この預金口座の主義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の主義人の意志によらずに開設されたことが明らかになった場合
- この預金の預金者が第16条第1項に違反した場合
- この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この取引を解約した場合において、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。
 - 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
 - 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロまたは特殊犯罪暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次の

いずれかに該当することが判明した場合

- 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していと認められる関係を有すること
- 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合

- 暴力的な要求行為
- 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- その他前各号に準ずる行為

④第3項の適用による解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じた時は、その損害金を支払ってください。

- （差引計算等）

- この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。
 - この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払戻し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
 - 前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってください。
 - 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

- （成年後見人等の届出）

- 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- （譲渡、質入れ等の禁止）

- この預金、預金契約上の地位その他この預金取引にかかるいっさいの権利および通帳は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

- （保険事故発生時における預金者からの相殺）
- 定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したのとして、相殺することができます。なお、この預金が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。

- 前項より相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - 相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
 - 複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額を超えることとなる時は、新極度額を超える金額を優先して貸越金に充当することとします。
 - 前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
 - 第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は滞滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。

- 第1項より相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - 定期預金の利息については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
 - 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- 第1項より相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- 第1項より相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等については当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上

普通預金（無利息型普通預金を含む）規定

- （取扱店の範囲）

普通預金および無利息型普通預金（以下、「この預金」）は、当店のほか当金庫本支店のどの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、当金庫所定の方法により届出の印鑑との照合手續を受けたものに限ります。
- （預金の払戻し）

- この預金を払戻す時は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに提出してください。
- 前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手續を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
- この預金口座から各種料金等の自動支払いをする時は、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
- 同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高を超える時は、そのいずれを支払うかは当金庫の任意とします。

- （利息）

この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまで）にこの残高から除

きます。）
1、000円以上について付利単位100円として、毎年2月と8月の当金庫所の日に、店頭に表示する毎日の利率によって計算のうえ、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。また、無利息型普通預金には利息をつけません。この預金には、本規定のほか、後記「普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金 共通規定」および「普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金・通知預金 共通規定」が適用されるものとします。

4.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（1）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ①当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日。
- ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日。
- ③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意志によらないで返送された時を除く。）に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
（2）第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
①総合口座取引規定にもとづく他の預金について、当該他の預金に係る債権の行使が期待される事由が生じたこと／他の預金に係る最終異動日等

5.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金代替金債権を有することになります。
- 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾した時は、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じた時は、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
①この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
- 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
②前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。
以上

納税準備預金規定

- （預金の目的、預入れ）
納税準備金（以下「この預金」）は、国税または地方税（以下「租税」といいます。）納付の準備のためのもので、当店のほか当金庫本支店のどここの店舗でも預入れができます。
- （預金の払戻し）
（1）この預金は、預金者（または同居の親族）の租税納付にあてる場合に限り払戻しができます。ただし、災害その他の事由で当金庫がやむを得ないと認めた時は租税納付以外の目的でも払い戻しができます。
（2）この預金を払戻す時は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
（3）前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認める時は、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
（4）租税納付のためにこの預金を払戻す時は、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当店は直ちに租税納付の手続をします。ただし、当店で取扱うことのできない租税については納付先宛の信用金庫振出小切手を渡します。で、それにより納付してください。
（5）この預金口座から租税の自動支払いをする時は、あらかじめ当金庫所定の手続をしてください。なお、同日に数件の支払いをする場合にその総額が預金残高をこえる時は、そのいずれかを支払うかは当金庫の任意とします。
- （利息）

- この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでにこの残高から除きます。）
1、000円以上について付利単位を100円として、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、店頭に表示する毎日の納税準備預金の利率によって計算のうえこの預金に組入れます。
 - 租税納付以外の目的でこの預金を払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、店頭に表示する毎日の普通預金の利率によって計算します。
 - 前2項の利息は金融情勢に応じて変更します。
 - この利息には第2項の場合を除き所得税はかかりません。
- 4.（納税貯蓄組合法による特例）
この預金が納税貯蓄組合法にもとづき結成された組合の組合員が行う納税準備預金（以下「納税貯蓄組合預金」）である場合は、預金の払戻しおよび利息につき次のとおり取扱います。
①納税貯蓄組合預金は第2条第1項の規定にかかわらず租税納付以外の目的でも払戻しができます。

②租税納付以外の目的で払戻した場合、その払戻日が属する利息計算期間中の利息は、第3条第2項の場合と同様に普通預金の利率によって計算しますが、その払戻額の合計額が当該利息計算期間中において納税貯蓄組合法に定める一定金額以下の上、所得税はかかりません。この預金には、本規定のほか、後記「普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金 共通規定」及び「普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金・通知預金 共通規定」が適用されるものとします。

5.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（1）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日。

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、

- 預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日。
- ③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。

ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意志によらないで返送された時を除く。）に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
（2）第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）。

6.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金代替金債権を有することになります。
- 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾した時は、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じた時は、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
①この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
- 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
②前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。
以上

- （取扱い店の範囲）
貯蓄預金（以下「この預金」）は、当店のほか当金庫本支店のどここの店舗でも預入れまたは払戻しができます。ただし、当店以外での払戻しは、当金庫所定の方法により届出の印鑑との照合手続を受けたものに限ります。
- （預金の払戻し）
（1）この預金を払戻す時は、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに当店に提出してください。
（2）前項の払戻しの手続に加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認める時は、この確認ができるまでは払戻しを行いません。

3.（自動支払い等）

この預金口座から各種料金等の自動支払いをすることはできません。また、この口座を給与、年金、配当金および公社債元利金の自動受取口座として指定することはできません。

4.（利息）

- この預金の利息は、毎日の最終残高（受入れた証券類の金額は決済されるまでこの残高から除きます。）
1、000円以上について付利単位を100円として店頭に表示する毎日の金額階層区分別の利率によって計算のうえ、毎年2月と8月の当金庫所定の日に、この預金に組入れます。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。この預金には、本規定のほか、後記「普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金 共通規定」及び「普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金・通知預金 共通規定」が適用されるものとします。
- （休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（1）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
①当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日。
②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日。
③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意志によらないで返送された時を除く。）に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
（2）第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）。

6.（休眠預金等代替金に関する取扱い）

- この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金代替金債権を有することになります。
- 前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾した時は、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。
- 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じた時は、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
①この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
- 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
②前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。
以上

通知預金規定

- （預入れの最低金額）
この預金の預入れは1回10、000円以上とします。
- （預金の支払時期等）
（1）通知預金（以下「この預金」）は、預入日から7日間の措置期間経過後に利息とともに支払います。
（2）この預金の解約にあたっては、解約する日の2日前までに通知を必要とします。
- （証券類の受入れ）
（1）小切手その他の証券類を受入れた時は、その証券類が決済された日を預入日とします。
（2）受入れた証券類が不渡りとなった時は現金になりません。不渡りとなった証券類は、証書と引換えに（通帳の場合は通帳の当該受入れの記載を取消したうえ）、当店で返却します。
- （利息）
（1）この預金の利息は、預入日から解約日の前日までの日数について店頭に表示する毎日の通知預金の利率によって計算します。なお、利率は金融情勢に応じて変更します。
（2）この利率を措置期間中に解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
（3）この預金の付利単位は1000円とします。

〔反社会的勢力との取引拒絶〕
この預金口座は、第5条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。第5条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

- この預金を解約する時は、証書の受取欄（通帳の場合は当金庫所定の払戻請求書）に届出の印章により記名押印して（通帳の場合は通帳とともに）当店に提出してください。
（2）前項の解約の手続に加え、当該預金の支払いを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続を求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認める時は、この確認ができるまでは払戻しを行いません。
（3）前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
C. 自己、自他もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
A. 暴力的な要求行為
B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
E. その他前各号に準ずる行為
- この預金には、本規定のほか、後記「普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金・通知預金 共通規定」が適用されるものとします。
- 6.（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（1）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

- ①当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日。
- ②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日。
- ③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1ヵ月を経過した場合（1ヵ月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意志によらないで返送された時を除く。）に限ります。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
（2）第1項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

- ①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）。

6.（休眠預金等代替金に関する取扱い）
（1）この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金代替金債権を有することになります。

（2）前項の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾した時は、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

- 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じた時は、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。
①この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと。
- 当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって第3項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
①当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること。
②前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと。
以上

普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金 共通規定

- （証券類の受入れ）
（1）この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」）を受入れます。
（2）手形要件（とくに振出日、受取日、小切手要件（とくに振出日）の白地はあらかじめ補充してください）。当金庫は白地を補充する義務を負いません。
（3）証券類のうち裏書、受取文言等の必要があるものはその手続を済ませてください。
（4）手形、小切手を受入れる時は、複製のいかににかかわらず、所定の金額欄記載の金額によって取扱います。
（5）証券類の取立のためとくに費用を要する場合には、店頭表示の代金取立手数料に準じてその取立手数料をいただきます。

2.（振込金の受入れ）

- この預金口座には、為替による振込金を受入れます。
- この預金口座への振込については、振込通知の発信金融機関から重複発信等の誤発信による取消通知があった場合には、振込金の入金記帳を取消します。

3.（受入証券類の決済、不渡り）

- 証券類は、受入店で取立て、不渡返還時限の経過後その決済を確認したうえでなければ、受入れた証券類の金額にかかる預金の払戻しはできません。その払戻しができる予定の日は、通帳の摘要欄に記載します。
- 受入れた証券類が不渡りとなった時は払戻しになりません。この場合は直ちにその通知を届出の住所宛に発信するとともに、その金額を預金元帳から引落し、その証券類は当店で返却します。
- 前項の場合には、あらかじめ書面による依頼を受けたものにかざり、その証券類について権利保全の手続をします。
〔反社会的勢力との取引拒絶〕
この預金口座は、第4条第3項各号のいずれにも該当しない場合に利用することができます。第4条第3項各号の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

4.（解約等）

- この預金を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出ください。
- 次の各号の一つにでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知するなどによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかににかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。
①この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
②この預金の預金者が後記「普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金・通知預金 共通規定」第5条第1項に違反した場合
③この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められた場合

- 前項のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
C. 自己、自他もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められた関係を有すること
E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一つにでも該当する行為をした場合
A. 暴力的な要求行為
B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
E. その他前各号に準ずる行為
- （4）この預金が、当金庫が定める一定の期間預金者による利用がなく、かつ残高が一定の金額をこえることがない場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。また、法令に基づく場合に同様にできるものとします。

（5）前3項により、この預金口座が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な書類等の提出または保証人を求めることがあります。

普通預金（無利息型普通預金を含む）・納税準備預金・貯蓄預金・通知預金 共通規定

1.（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- 個人のこの預金の取引において通帳や証書、印章を失った時、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があった時は、直ちに書面によって当店に届出てください。
- 前項の印章、名称、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- 個人以外はこの預金の取引において通帳や証書、印章を失った時、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- 通帳または証書、印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳、証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に行います。この場合、相当の期間をおき、または、保証人を求

- めることがあります。
- (5) 通帳、証書を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
2. (成年後見人等の届出)
- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前2項と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に、直ちに書面によって届出てください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
3. (印鑑照合等)
- この取引において、証書、払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、盗取された通帳等を用いて行われた不正な払戻しまたは支払いの額に相当する金額について、次条により補てんを請求することができます。
4. (盗難通帳等による払戻し等)
- (1) 個人のこの預金の取引において、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻し（以下「当該払戻し」）については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
- ①通帳等の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
- ②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していること、その他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日（ただし、当金庫に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた払戻し額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額（以下「補填対象額」）を補填するものとします。ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意かつ無過失であることおよび預金者に過失（重大な過失を除く）があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補填対象額の4分の3に相当する金額を補填するものとします。
- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、通帳等が盗取された日（通帳等が盗取された日が明らかでない時は、盗取された通帳等を用いて行われた預金等の不正な払戻しが最初に行われた日）。から2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補填しません。
- ①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
- A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
- B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によっておこなわれたこと
- C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
- ②通帳等の盗取が、戦争、暴挙等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金等について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補填の請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづく補填を行った場合に、当該補填を行った金額の限度において、当該預金等にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補填を行った時は、当金庫は、当該補填を行った金額の限度において、盗取された通帳等により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。
5. (譲渡、質入れ等の禁止)
- (1) この預金、預金契約上の地位その他の預金取引にかかるいっしあの権利および通帳、証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむを得ないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。
6. (保険事故発生時における預金者からの相殺)
- (1) この預金は、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、本条各項の定めにより相殺することができます。通知預金の場合、預入日から7日間の据置期間経過前である場合または解約する日の2日前までに通知がない場合であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとします。通帳は届出印を押印した払戻請求書とともに通知と同時に当金庫に提出してください。
- ②複数の借入金等の債務（預金者の当金庫に対する債務、第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人になっているもの）がある場合には充当の順序方法を指定してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務から相殺されるものとします。当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には、預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ③前号の充当指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ④第2号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとし、利率は約定利率を適用するものとします。
- ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、

借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。

- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがある時には、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

以 上